

消 食 表 第 528 号
令和 8 年 7 月 17 日

消費者委員会
委員長 鹿野 菜穂子 殿

内閣総理大臣 高市 早苗
(公 印 省 略)

諮 問 書

下記について、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 6 項の規定により
準用することとされた同条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）を別添のとおり一部改正することに
ついて

○内閣府令第 号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	名称	マヨネーズにあつては「マヨネーズ」と、サラダクリーミードレッシングにあつては「サラダクリーミードレッシング」又は「ドレッシング」と、マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングにあつては「半固体状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、乳化液状ドレッシングにあつては「乳化液状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、分離液状ドレッシングにあつては「分離液状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、ドレッシングタイプ調味料にあつては「ドレッシングタイプ調味料」と、ノンオイルドレッシングにあつては「ドレッシングタイプ調味料」又は「ノンオイルドレッシング」と表示する。

別表第十一（第二条、第七条、第九条、第二十三条関係）

栄養成分	下限値	栄養成分の機能	上限値	摂取をする上での注意事項
n-3系脂肪酸	〔略〕	n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素のひとつです。	〔略〕	〔略〕

改正前

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	名称	マヨネーズにあつては「マヨネーズ」と、サラダクリーミードレッシングにあつては「サラダクリーミードレッシング」又は「ドレッシング」と、マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング以外の半固体状ドレッシングにあつては「半固体状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、乳化液状ドレッシングにあつては「乳化液状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、分離液状ドレッシングにあつては「分離液状ドレッシング」又は「ドレッシング」と、ドレッシングタイプ調味料にあつては「ドレッシングタイプ調味料」と、ノンオイルドレッシングにあつては「ドレッシングタイプ調味料」又は「ノンオイルドレッシング」と表示する。

別表第十一（第二条、第七条、第九条、第二十三条関係）

栄養成分	下限値	栄養成分の機能	上限値	摂取をする上での注意事項
n-3系脂肪酸	〔同上〕	n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。	〔同上〕	〔同上〕

鉄	カルシウム	カリウム	亜鉛
ラム ミリ グ 一・九五	ラム ミリ グ 二百十	〔略〕	ラム ミリ グ 二・五五
〔略〕	す。のひとつで 要な栄養素 作るのに必 は、骨や歯を カルシウム 素です。	カリウムは、 血圧を正常 に保つのを 助ける栄養 素です。	亜鉛は、味覚 を正常に保 つのを助け る栄養素で す。 亜鉛は、皮膚 や粘膜の健 康維持を助 ける栄養素 のひとつで す。
〔略〕	〔略〕	〔略〕	ラム ミリ グ 十 七 ミ
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

鉄	カルシウム	カリウム	亜鉛
ラム ミリ グ 二・〇四	ラム ミリ グ 二百四	〔同上〕	ラム ミリ グ 二・六四
〔同上〕	す。な栄養素で 形成に必要 は、骨や歯の カルシウム 素です。	カリウムは、 正常な血圧 を保つのに 必要な栄養 素です。	亜鉛は、味覚 を正常に保 つのに必要 な栄養素で す。 亜鉛は、皮膚 や粘膜の健 康維持を助 ける栄養素 です。 亜鉛は、たん ばく質・核酸 の代謝に関 与して、健康 の維持に役 立つ栄養素 です。
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	ラム ミリ グ 十 五 ミ
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

銅	マグネシウム	ナイアシン
〇・二四 ミリグラム	〔略〕	〔略〕
銅は、赤血球を作るのを助ける栄養素のひとつです。	マグネシウムは、骨や歯を作るのに必要な栄養素のひとつです。マグネシウムは、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。	ナイアシンは、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。
四・六ミリグラム	三百二十ミリグラム	〔略〕
〔略〕	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。マグネシウムを多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。	〔略〕

銅	マグネシウム	ナイアシン
〇・二七 ミリグラム	〔同上〕	〔同上〕
銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー生産を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持に必要です。
六・〇ミリグラム	三百ミリグラム	〔同上〕
〔同上〕	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。	〔同上〕

パント テ ン 酸	ビ オ チ ン	A ビ タ ミ ン	
一・六五 ミ リ グ ラム	〔略〕	〔略〕	
パント テ ン 酸は、エ ネ ル ギ ーを 作 る の を 助 け る 栄 養 素 の ひ と つ で す。	ビオチンは、 皮膚や粘膜 の健康維持 を助ける栄 養素のひと つです。	ビタミンA は、暗所での 視力を正常 に保つのを 助ける栄養 素です。 ビタミンA は、皮膚や粘 膜の健康維 持を助ける	を助ける栄 養素のひと つです。 ナイアシン は、皮膚や粘 膜の健康維 持を助ける 栄養素のひ とつです。
〔略〕	〔略〕	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	本品は、多量摂取 により疾病が治 癒したり、より健 康が増進するも のではありません 。一日の摂取目 安量を守ってくだ さい。 妊娠三か月以内 又は妊娠を希望 する女性は、ビタ

パント テ ン 酸	ビ オ チ ン	A ビ タ ミ ン	
一・四四 ミ リ グ ラム	〔同上〕	〔同上〕	
パント テ ン 酸は、皮膚や 粘 膜の健康 維持を助 ける栄 養素で す。	ビオチンは、 皮膚や粘膜 の健康維持 を助ける栄 養素です。	ビタミンA は、夜間の視 力の維持を 助ける栄養 素です。 ビタミンA は、皮膚や粘 膜の健康維 持を助ける 栄養素です。	持を助ける 栄養素です。
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	本品は、多量摂取 により疾病が治 癒したり、より健 康が増進するも のではありません 。一日の摂取目 安量を守ってくだ さい。 妊娠三か月以内 又は妊娠を希望 する女性は過剰

B ₆ ビタミン	B ₂ ビタミン	B ₁ ビタミン	
〔略〕	〔略〕	○・三〇 ミリグ ラム	
ビタミンB ₆ は、たんぱく質からエネルギーを作るのを助ける栄養素です。	ビタミンB ₂ は、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。	ビタミンB ₁ は、エネルギーを作るのを助ける栄養素のひとつです。	栄養素のひとつです。
〔略〕	〔略〕	〔略〕	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	ミンAの過剰摂取にならないよう注意してください。

B ₆ ビタミン	B ₂ ビタミン	B ₁ ビタミン	
〔同上〕	〔同上〕	○・三六 ミリグ ラム	
ビタミンB ₆ は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助	ビタミンB ₂ は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	ビタミンB ₁ は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	摂取にならないよう注意してください。

D	ビタミン	C	ビタミン	B ₁₂	ビタミン	
マイク	二・七〇		「略」	ムログ	マイク	一・二〇
は、カルシウム	ビタミンD	は、鉄の吸収を助ける栄養素です。	ビタミンC	は、皮膚や粘膜、骨、血管のコラーゲン合成を助ける栄養素です。	ビタミンC	は、鉄の吸収を助ける栄養素です。
「略」		「略」		「略」		
「略」		「略」		「略」		

D	ビタミン	C	ビタミン	B ₁₂	ビタミン	
マイク	一・六五		「同上」	ムログ	マイク	〇・七二
は、腸管での	ビタミンD	は、腸管での	ビタミンC	は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	ビタミンB ₁₂	は、赤血球の形成を助ける栄養素です。
「同上」		「同上」		「同上」		
「同上」		「同上」		「同上」		

	ビタミンE		葉酸
ムログラム	一・九五 ミリグラム	〔略〕	〔略〕
ムの吸収を 助ける栄養 素です。 ビタミンD は、骨を作る のを助ける 栄養素のひ とつです。	ビタミンE は、酸化作 用により細 胞を保護す るのを助け る栄養素の ひとつです。	ビタミンK は、骨を作る のを助ける 栄養素のひ とつです。 ビタミンK は、正常な血 液凝固を助 ける栄養素 です。	葉酸は、赤血 球を作るの を助ける栄 養素のひと つです。
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕

	ビタミンE	ビタミンK	葉酸
ムログラム	一・八九 ミリグラム	〔同上〕	〔同上〕
カルシウム の吸収を促 進し、骨の形 成を助ける 栄養素です。	ビタミンE は、酸化作 用により、体 内の脂質を 酸化から守 り、細胞の健 康維持を助 ける栄養素 です。	ビタミンK は、正常な血 液凝固能を 維持する栄 養素です。	葉酸は、赤血 球の形成を 助ける栄 養素です。 葉酸は、胎児
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。					
			葉酸は、胎児の正常な発育を助ける栄養素です。		
			の正常な発育に寄与する栄養素です。		

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、この府令による改正後の食品表示基準別表第十一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。